

# 官報

號外 昭和十四年三月五日

## 第七十四回帝國議會貴族院議事速記第十八號

昭和十四年三月四日(土曜日)午前十時九分開議

### 議事日程 第十八號

昭和十四年三月四日

午前十時開議

- 第一 請願委員長報告
- 第二 短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第三 裁判所構成法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第四 人事調停法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會(委員長報告)
- 第五 非訟事件手續法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第六 久留里線上總龜山、房總東線安房天津ノ兩驛間鐵道敷設ノ請願 會
- 第七 樺太敷香郡敷香町ニ區裁判所設置ニ關スル請願 會
- 第八 函館本線余市驛、積丹郡余別村間ニ鐵道敷設ノ請願 會
- 第九 函館本線神居古潭、伊納間鐵道線路改良ノ請願 會
- 第十 北海道旭川市ニ貯金支局設置ノ請願 會

第十一 豫定線三股、上川間鐵道速成ノ請願 會

第十二 大雪山國立公園層雲峽ヨリ常呂郡留邊藥町ニ至ル自動車道路開鑿ノ請願 會

第十三 水産行政機構ノ擴充ニ關スル請願 會

第十四 水産教育ノ振興ニ關スル請願 會

第十五 漁業從業員共濟施設ニ關スル請願 會

第十六 水産食糧ノ供給確保ニ關スル請願 會

第十七 水産物ノ輸出振興ニ關スル請願 會

第十八 漁村漁家及漁業ノ實態調査ニ關スル請願 會

第十九 博覽會統制法制定ニ關スル請願 會

第二十 姫新線播磨新宮、若櫻線若櫻ノ兩驛間鐵道敷設ノ請願 會

第二十一 東北廳設置ニ關スル請願 會

第二十二 久留里線上總龜山、房總東線安房鴨川ノ兩驛間鐵道敷設ノ請願 會

第二十三 邊富内線鐵道速成ノ請願 會

第二十四 北海道室蘭市ニ高等工業學校設置ノ請願 會

議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマ

(丸龜書記官朗讀)

去ル一日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提案案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)

昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第一號)

軍用自動車検査法案

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

人事調停法案可決報告書

非訟事件手續法中改正法律案修正報告書

請願文書表(第六回報告)

同日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

同日閣議總理大臣ヨリ左ノ通第七十四回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

内務省所管事務政府委員

内務書記官 三好 重夫君

一昨二日森林法中改正法律案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 伯爵川村鐵太郎君  
副委員長 男爵三須 精一君  
同日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ  
裁判所構成法改正法律案  
檢察廳法案  
同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第七十四回帝國

國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

政府委員

内閣恩給局長 平木 弘君

昨三日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

請願委員會特別報告第五號

議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、一昨二日、内親王殿下御誕生アラ

セラレマシタニ付キマシテ、昨三日、議長ハ議院ヲ代表シテ參内致シ、天皇、皇后

兩陛下ニ御祝詞ヲ言上致シマシタ、又大宮御所ニ參入シマシテ、皇太后陛下ニ御祝

詞ヲ言上致シマシタ、此ノ際御詔リヲ致シ

マス、尙御命名ノ御儀當日、議長ハ議院ヲ代

表シテ同ジク御祝詞ヲ言上致シタイト存ジ

マス、只今ノ議長ノ申上ゲマシタコトニ、

御同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

(議員起立)

議長(伯爵松平賴壽君) 全會一致ト認メ

マス

議長(伯爵松平賴壽君) 請暇ノ件ニ付キ

マシテ御詔リヲ致シマス、福永吉之助君病

氣ニ付、十二日間ノ請暇ノ申出ガゴザイマ

シタ、之ヲ許可致シマシテ御異議ガゴザイ

マセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

議長(伯爵松平賴壽君) 次ニ再ビ御詔リ

ヲ致シマスルガ、自今議案配付後及各讀會

間ニ於ケル定規ノ日數ヲ經マセヌデ、議事

ヲ開クコトニ致シタイト存ジマスルガ、御

異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 陸軍大臣ヨリ大  
阪府下枚方陸軍倉庫爆發ニ關シテ發言ヲ求  
メラレマシタ、此ノ際之ヲ許可致シマス、  
板垣陸軍大臣

〔國務大臣(板垣征四郎君) 報告ヲ致シマ  
ス、去ル三月一日大阪府下枚方ニ於ケル陸  
軍ノ倉庫ガ爆發シマシテ、右倉庫ノ大部ヲ  
燒失致シマシタノミナラズ、貴重ナル人命  
ヲ喪ヒ且折柄ノ強風ノ爲ニ、附近ノ部落ノ  
多數家屋ヲ類焼スルニ至リマシタコトハ、  
眞ニ遺憾ニ堪ヘス所デゴザイマス、早速本  
省ヨリ次官以下關係官ヲ現場ニ急派シ、詳  
細ヲ調査致サセマスルト共ニ、罹災者ノ慰  
問、救恤、負傷者ノ救護其ノ他應急ノ處理  
ニ任ゼシメテ居リマス、現狀附近ニ於キマ  
シテハ、今尙約一中隊ノ兵力ヲ以テ警戒シ、  
憲兵約百名、警官約五百名ヲ以テ警備致シ  
テ居リマス、併シ事件發生以來、關係諸機  
關ノ適切ナル處置ト、絶大ナル努力トニ依  
リマシテ、負傷者ノ救護モ概ネ適切ニ實施  
セラレ、民心モ安定シ、罹災者ハ逐次歸宅  
シツ、アル狀況デアリマス、危險ノ爲メ現  
狀ノ檢證ハ今尙困難デアリマスルガ、現在  
迄ニ知り得マシタル所ニ依リマスレバ、今  
回ノ事件ハ砲彈ノ取扱中ニ於ケル過失ニ基  
クモノノヤウデアリマス、又今日迄ノ調査  
ニ依リマスレバ、官民合セマシテ死者六十  
七名、重傷者五百八十名、外ニ百八十七  
名ノ行方不明者ガアリマス、又家屋ノ損害  
ハ全壊三十九戸、半壊百七十六戸、全焼二

百八十六戸、半焼五十七戸及住宅以外ノ損  
害六十八戸ニ及ビマシテ、就中、中ノ宮  
禁野ハ殆ド全部燒失シ、其ノ他附近ノ部落  
ニ於キマシテモ多大ノ損害ヲ生ジテ居リマ  
ス、但此ノ事件ニ依リマシテ、作戰ハ何等  
障礙ヲ受クルコトナク遂行致シ得ルノデア  
リマスルガ、聖戰ノ途上眞ニ軍民一體ノ實  
ヲ擧ゲ、銃後ニ大ナル努力ヲ拂ヒツ、アル  
住民ノ諸君ニ、多大ノ損害ヲ與ヘマシタル  
コトハ、眞ニ遺憾トスル所デアリマシテ、  
特ニ死者ニ對シマシテハ深甚ノ弔意ヲ表  
スル次第デアリマス、又罹災者ニ對シマシ  
テモ眞ニ御氣ノ毒ニ堪ヘス所デアリマシテ、  
速力ニ所要ノ處置ヲ講ズル積リデアリマス、  
之ヲ以テ報告ヲ終リマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ日程ニ移  
リマス、日程第一、請願委員長報告、委員  
長伯爵酒井忠克君  
〔伯爵酒井忠克君演壇ニ登ル〕

○伯爵酒井忠克君 請願委員會ノ御報告ヲ  
致シマス、去ル二月六日第一回ノ御報告ヲ  
致シマシタ以後、二月五日ヨリ三月三日迄  
ノモノノ御報告ヲ致シタト致シマス、請  
願書ノ受領件數ハ百二十四件、之ガ連署人  
數ハ三萬八百七十三名デアリマシテ、右百  
二十四件ト、第一回報告ノ際申上ゲマシタ  
文書表未掲載ノモノ六件トト合セマスト百  
三十件ト相成リマス、此ノ百三十件ノ内、文  
書表掲載ノモノハ九十九件、未掲載ノモノ  
ハ三十一件ゴザイマス、第一回報告後、分科  
會ハ十二回開イテ居リマス、之ヲ分科別ニ  
致シマスルト、第一分科二回、第二分科四  
回、第三分科四回、第四分科二回、委員會  
ハ四回、二月十日、十七日、二十三日、三

月三日ニ開會致シマシタ、文書表報告ハ四  
回、委員會特別報告ハ四回致シテアリマス、  
以上申述べマシタモノト第一回報告トノ累  
計ヲ申述べマスト、委員會ハ六回、分科會  
ハ合計十四回、文書表報告ガ六回、委員會  
特別報告五回デアリマス、請願書ノ受領件  
數ガ百七十三件、右連署人數ガ四萬四千  
十七名トナツテ居ルノデアリマス、此ノ中文  
書表掲載ノモノガ百四十二件、未掲載ノモ  
ノ三十一件デアリマス、委員會ニ於キマシ  
テ之ガ審査ノ結果、議院ノ會議ニ付スベシ  
トスルモノ五十七件、議院ノ會議ニ付スル  
ヲ要セズトスルモノ七件トナツテ居リマス、  
此ノ議院ノ會議ニ付スルヲ要セズトスルモ  
ノノ中ニ二件ハ、既ニ第一回ノ御報告ノ際ニ  
申述べマシタ、ソレ故此處ニハ他ノ五件ニ  
付テ其ノ號ヲ申上ゲマスガ、第二十七號國  
字改善ニ關スル件、第三十一號矢島鐵道株  
式會社救済ニ對スル件、第百號北海道網走  
刑務所改稱ノ件、第百一號國費ヲ以テ小都  
市ニ於ケル水道布設ノ件、第百十八號「ロ  
ーマ」字教授ヲ小學校正科目ニ加フルノ件、  
此ノ五件デゴザイマス、以上ハ今日迄ノ累  
計デアリマシテ、第一回報告後文書表掲載  
ノモノ九十九件ト、第一回報告ノ際申上ゲ  
マシタ文書表掲載ノモノデ、尙審査終了ニ  
至ラナカッタモノニ付テ慎重審査ノ結果、議  
院ノ會議ニ付スベシトスルモノ四十九件、  
議院ノ會議ニ付スルヲ要セズトスルモノ五  
件アツタノデアリマス、以上ハ既ニ本會議場  
ニ於キマシテ御報告致シマシタモノト合セ  
マシタ總件數デアリマス、本日此處ニ御報  
告致シマスモノガ二十一件デアリマシテ、  
其ノ中議院ノ會議ニ付スベシトスルモノ十  
九件ハ本日ノ日程ニ上程セラレテ居ルノデ

アリマス、以上ハ、委員會ニ於キマシテ何  
等異議ナク分科會決定通り採擇ト議決相  
成ツタ次第デアリマス、其ノ經過ノ詳細ハ速  
記録ニ依ツテ御承知ヲ願ヒタイト存ジマス、  
尙二十一件ノ中ニ採擇ト決定致シマシタ  
二件、第二十七號國字改善ニ關スル件、第  
三十一號矢島鐵道株式會社救済ニ關スル件  
ニ付キマシテ、簡單ニ其ノ經過ニ付キマシテ  
申述べタイト存ジマス、第二回文書表、第  
二十七號國字改善ニ關スル件、國字ノ簡易  
化ハ教育ヲ刷新シテ經費ヲ輕減シ、國民  
ノ智能ヲ向上シテ生活ヲ能率化サセルモノ  
デアルカラ、請願人所案ノ如キ新字、請  
願者ハ新字ト申シマシテ、補字ト云フヤナ  
ウモノヲ使ヒタイト云フコトニ申シテ居リ  
マス、此ノ新字ヲ調査シテ國字ノ改善ヲ圖ラ  
レタイト云フノデアリマス、國字ノ改善又  
ハ國字ノ整理統一ト云フコトハ教育上極メ  
テ必要重大ナ問題デアリマスルノデ、國語審  
議會ニ於キマシテハ、國語ニ關スル事項ヲ  
調査審議致シテ居ルノデアリマシテ、先ヅ  
漢字ノ調査ヨリ審議ヲ開始シ、目下常用漢  
字表ノ修正ニ著手シテ居ル現狀デアリマシ  
テ、銳意國字ノ改善ニ努力サレテ居ル次第  
デアリマシテ、國字ノ改善、整理統一ト云  
フコトハ時局ノ進展ニ伴ヒ、新東亞建設等  
ヲ考慮致シマスルナラバ、益、其ノ必要ヲ  
痛感スルノデアリマス、併シナガラ請願者  
ノ申サレル補字即チ補フ字ト名ヅケテ居リ  
マスガ、漢字ニモ非ズ、假名ニモ非ズ、我々  
ガ見マスル時ハ字ト云フ感シガ出ナイノ  
デアリマシテ、大體速記ノ字ニ似タモノデ  
アリマス、之ヲ直チニ從來ノ國字ヲ捨テテ  
採用スルコトハ如何ナモノデアルカ、國字  
ト云フモノハ我が國ノ歴史、文化並ニ國民

ノ生活、心理等ト密接ナル關係ヲ持ツテ居ルモノデアリマスカラ、國字ノ改善ト云フコトハ慎重ニ研究致サナケレバナラナイノデアリマシテ、請願者ノ言フ補字ノ如キハ、今日現在ノ國字ニ換ヘ之ヲ採用スルコトハ贊成出來ナイト云フ委員會ノ意見デゴザイマシタ、委員會ニ於キマシテハ全會一致、採擇セズト決定致シタ次第デゴザイマス、次ハ第二回文書表、第二十一號矢島鐵道ニ關スル件デゴザイマス、矢島鐵道株式會社ノ軌道ニ殆下並行シテ國有鐵道矢島線著工ノ發表ヲ見ルニ及ビ營業不能トナリ、今ヤ會社ハ潰レテシマウカラ、之ヲ救済シテ戴キタイト云フデアリマス、矢島鐵道ト云フノハ羽後黑澤カラ矢島ニ至ル軌道デ、元橫莊鐵道ト申シマシテ、大正十年末敷設免許ヲ受ケタ延長約十「キロ」ノ軌道デアリマシテ、一部ノ工事著手以來會社ガ資金難ニ陥リ、工事竣工期間ノ延期ヲ重ネルコト八回、敷設特許以來十四箇年ヲ費シテモ、尙工事ノ進行ガ少シモ見ルベキモノガナイ、其ノ内ニ沿線ニハ是ト並行致シマシテ乘合自動車ノ營業ガ始マリ、又省線ガ出來ルト云フ譯デ、會社ノ財政ヨリシテモ全ク成業覺束ナイト認メマシタノデ、昭和十年八月免許ヲ取消ヲ爲シタノデアリマス、而シテ延期願ヲ却下致シマシテ、其ノ爲ニ株主ニ於テハ損害ヲ蒙ツトデアリマスルガ、一旦免許取消ニナツタモノニ對シマシテハ、甚ダ遺憾ナガラ法規上救済ヲスル途ガナイノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ殘念ナガラ之ヲ採擇セズト決定致シタ次第デゴザイマス、以上ハ三月三日迄ノ御報告デゴザイマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第二、短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、荒木文部大臣

〔左ノ送付及法律案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ做フ〕

短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年二月二十八日

衆議院議長 小山 松壽  
貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案

短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中左ノ通改正ス

「短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法」ヲ「現役小學校教員俸給費國庫負擔法」ニ改ム

第一條 師範學校ヲ卒業シタル市町村立小學校正教員ニシテ陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服スル者ノ俸給ノ爲市町村ニ於テ要スル費用ハ國庫之ヲ負擔ス

前項ノ規定ニ依リ俸給費ヲ國庫ニ於テ負擔スル者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ昭和十四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵荒木貞夫君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵荒木貞夫君) 只今上程ニ相成リマシタ短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案ニ付御說明申上ゲマス、今般政府ハ本會議ニ兵役法中改正法律案ヲ提出致シマシテ、既ニ御協贊ヲ得テ居ル次第デアリマスガ、右兵役法ノ改正ニ伴ヒ、短期現役兵ノ制度ガ廢止致サレルコトト相成ツテ居ルノデアリマス、從ツテ短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法モ當然改メラレナケレバナラヌ次第デアリマス、御承知ノ如ク短期現役ニ服スル小學校教員ニ對シテハ、其ノ在學中教員タル身分ハ現職ノ儘トシ、俸給ハ三分ノ一ヲ支給シ來ツテ居ラタデアリマスガ、之ガ理由ト致シマスル所ハ、小學校教員ハ國民教育ニ任ズベキ重責ニアリ、教員自ラ軍隊教育ヲ受ケ、其ノ得タ所ヲ國民教育ニ及シ、以テ次代國民ヲシテ國民ノ必任義務ヲ完全ニ履行セシムルノ重大ナル任務ヲ有スル點ニアルノデアリマス、今回兵役法ノ改正ニ依リ、短期現役兵ノ制度ハ之ヲ廢止セラル、コトト相成ルノデアリマスガ、小學校教員ガ有スル此ノ國民教育上ノ重責ハ、短期現役兵制度ノ廢止ニ依リテ消滅セザルノミナラズ、現時ノ國情ニ鑑ミマスル時ハ、益、其ノ重要性ヲ加ヘタルモノト考ヘルノデアリマス、此ノ故ニ短期現役兵制度ノ廢止後モ、師範學校卒業者ニシテ現役ニ服スル小學校教員ニ對シテハ、其ノ身分取扱ハ從前通りトシ、其ノ俸給支給ニ付テハ短期現役兵當時ノ待遇ト懸隔ヲ生ゼシメザルヤウ支給致シタイト考ヘテ居リマス、而シテ其ノ俸給費負擔ニ關シテハ、市町村財政ノ現狀ニ照シ、從前通り之ヲ國庫ノ負擔トナスコトト致シタイト存ズル次第デアリマス、從ツテ本案ハ兵役法改正ニ伴ヒ短期現役兵制度ノ廢止ニ依リ、改ムベキ點ヲ改正セムトスルニ外ナラナイノデアリマス、何卒慎重審議ノ上速カニ御協贊アラムコトヲ切望致シマス

案ヲ提出致シマシテ、既ニ御協贊ヲ得テ居ル次第デアリマスガ、右兵役法ノ改正ニ伴ヒ、短期現役兵ノ制度ガ廢止致サレルコトト相成ツテ居ルノデアリマス、從ツテ短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法モ當然改メラレナケレバナラヌ次第デアリマス、御承知ノ如ク短期現役ニ服スル小學校教員ニ對シテハ、其ノ在學中教員タル身分ハ現職ノ儘トシ、俸給ハ三分ノ一ヲ支給シ來ツテ居ラタデアリマスガ、之ガ理由ト致シマスル所ハ、小學校教員ハ國民教育ニ任ズベキ重責ニアリ、教員自ラ軍隊教育ヲ受ケ、其ノ得タ所ヲ國民教育ニ及シ、以テ次代國民ヲシテ國民ノ必任義務ヲ完全ニ履行セシムルノ重大ナル任務ヲ有スル點ニアルノデアリマス、今回兵役法ノ改正ニ依リ、短期現役兵ノ制度ハ之ヲ廢止セラル、コトト相成ルノデアリマスガ、小學校教員ガ有スル此ノ國民教育上ノ重責ハ、短期現役兵制度ノ廢止ニ依リテ消滅セザルノミナラズ、現時ノ國情ニ鑑ミマスル時ハ、益、其ノ重要性ヲ加ヘタルモノト考ヘルノデアリマス、此ノ故ニ短期現役兵制度ノ廢止後モ、師範學校卒業者ニシテ現役ニ服スル小學校教員ニ對シテハ、其ノ身分取扱ハ從前通りトシ、其ノ俸給支給ニ付テハ短期現役兵當時ノ待遇ト懸隔ヲ生ゼシメザルヤウ支給致シタイト考ヘテ居リマス、而シテ其ノ俸給費負擔ニ關シテハ、市町村財政ノ現狀ニ照シ、從前通り之ヲ國庫ノ負擔トナスコトト致シタイト存ズル次第デアリマス、從ツテ本案ハ兵役法改正ニ伴ヒ短期現役兵制度ノ廢止ニ依リ、改ムベキ點ヲ改正セムトスルニ外ナラナイノデアリマス、何卒慎重審議ノ上速カニ御協贊アラムコトヲ切望致シマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑モナケレバ本案ハ之ヲ名古屋帝國大學創設ニ伴フ帝國大學特別會計及官立大學特別會計ノ關涉ニ關スル法律案ノ特別委員ニ併託致シタイト存ジマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、裁判所構成法中改正法律案、政府提出、第一讀會、野野司法大臣

裁判所構成法中改正法律案

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十四年三月一日

內閣總理大臣 男爵平沼騏一郎  
司法大臣 鹽野 季彦

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第十四條ノ二中「區裁判所ハ」ノ下ニ「他ノ法律ニ特別ノ規定アルモノヲ除外」ヲ加フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣鹽野季彦君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(鹽野季彦君) 只今議題トナリマシタ裁判所構成法中改正法律案ニ付キマシテ、其ノ提案ノ趣旨ヲ御說明申上ゲマス、現行法ニ於キマシテハ破産事件ハ總テ區裁判所ノ管轄トナツテ居ルノデアリマス、然ルニ御承知ノ如ク商法ノ會社編ガ改正ト相成リマシタ結果、株式會社ノ整理又ハ特別清算ノ手續カラ破産手續迄移ツテ行ク場合ガ新タニ認メラレマシタガ、株式會社ノ整理及特別清算ニ關スル事件ハ、其ノ性質ニ鑑ミマシテ地方裁判所ノ管轄ニ屬セシメルコト

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑モナケレバ本案ハ之ヲ名古屋帝國大學創設ニ伴フ帝國大學特別會計及官立大學特別會計ノ關涉ニ關スル法律案ノ特別委員ニ併託致シタイト存ジマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、裁判所構成法中改正法律案、政府提出、第一讀會、野野司法大臣

裁判所構成法中改正法律案

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十四年三月一日

內閣總理大臣 男爵平沼騏一郎  
司法大臣 鹽野 季彦

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第十四條ノ二中「區裁判所ハ」ノ下ニ「他ノ法律ニ特別ノ規定アルモノヲ除外」ヲ加フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣鹽野季彦君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(鹽野季彦君) 只今議題トナリマシタ裁判所構成法中改正法律案ニ付キマシテ、其ノ提案ノ趣旨ヲ御說明申上ゲマス、現行法ニ於キマシテハ破産事件ハ總テ區裁判所ノ管轄トナツテ居ルノデアリマス、然ルニ御承知ノ如ク商法ノ會社編ガ改正ト相成リマシタ結果、株式會社ノ整理又ハ特別清算ノ手續カラ破産手續迄移ツテ行ク場合ガ新タニ認メラレマシタガ、株式會社ノ整理及特別清算ニ關スル事件ハ、其ノ性質ニ鑑ミマシテ地方裁判所ノ管轄ニ屬セシメルコト

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑モナケレバ本案ハ之ヲ名古屋帝國大學創設ニ伴フ帝國大學特別會計及官立大學特別會計ノ關涉ニ關スル法律案ノ特別委員ニ併託致シタイト存ジマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、裁判所構成法中改正法律案、政府提出、第一讀會、野野司法大臣

裁判所構成法中改正法律案

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十四年三月一日

內閣總理大臣 男爵平沼騏一郎  
司法大臣 鹽野 季彦

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第十四條ノ二中「區裁判所ハ」ノ下ニ「他ノ法律ニ特別ノ規定アルモノヲ除外」ヲ加フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣鹽野季彦君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(鹽野季彦君) 只今議題トナリマシタ裁判所構成法中改正法律案ニ付キマシテ、其ノ提案ノ趣旨ヲ御說明申上ゲマス、現行法ニ於キマシテハ破産事件ハ總テ區裁判所ノ管轄トナツテ居ルノデアリマス、然ルニ御承知ノ如ク商法ノ會社編ガ改正ト相成リマシタ結果、株式會社ノ整理又ハ特別清算ノ手續カラ破産手續迄移ツテ行ク場合ガ新タニ認メラレマシタガ、株式會社ノ整理及特別清算ニ關スル事件ハ、其ノ性質ニ鑑ミマシテ地方裁判所ノ管轄ニ屬セシメルコト

トヲ必要ト致シマス、從テ此ノ整理又ハ特別清算ノ手續カラ、破産ニ移リマシタ場合ニハ、矢張り整理又ハ特別清算ヲ取扱ヒマシタ其ノ地方裁判所ノ管轄ト致サネバナラヌト思ヒマス、仍テ現行法ニ一ツノ例外ヲ認メマシテ、其ノ趣旨ノ改正ヲ致サムトスルノデアリマス、即チ本改正案ヲ提出スル所以デアリマシテ、其ノ詳細ニ付キマシテハ他ノ機會ニ十分御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、何卒十分御審議ノ上ニ、本案ニ對シ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ切望致ス次第デアリマス

人事調停法案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十四年三月一日

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

委員長 伯爵二荒 芳徳  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿  
非訟事件手續法中改正法律案  
右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也  
昭和十四年三月一日

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

特別委員ノ修正ニ係ル部分ノミヲ印刷シ其ノ他ハ之ヲ略ス小字及ハ修正ナリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

本月ノ一日ノ四日間ニ互リマシテ開會致シマシタ、先ヅ政府委員カラ細密ナル御説明ヲ伺ヒマシテ、又委員カラ種々質問ヲ致シタノデアリマスガ、抑、此ノ法律案ハ一般家庭ニ關スル紛争ニ付テノ調停、之ヲ解決致シマスル途ヲ開イタモノデアリマシテ、専ラ道義溫情ニ基イテ處理スルト云フコトガ本旨デアリマスコトハ、本會議ニ於キマシテモ當局ヨリ説明ガアツタ所デアリマス、而シテ政府ノ説明ニ依リマスレバ、現在ノ裁判所ニ於キマシテ借家借地調停並ニ其ノ外四種類ノ調停制度ガ行ハレテ居ルノデアリマスガ、此ノ法律ナルモノハ動モスレバ醇風美俗ノ特有性ト家庭紛争トノ關係ヲ圓滑ナラシメザル虞ガアリマス爲ニ、委員ニ於キマシテハ種々質問ガ出タノデアリマス、デ此ノ委員カラバ家族、親族ノ間ニ起ツタ紛争モ、恰モ金錢貸借ノ方法ニ依リマシテ調停ニ入ルヤウデアリ場合ニハ、之ヲ如何ニ片付ケルカト云フヤウナ質問ガゴザイマシタ、又此ノ各種ノ調停制度ガ不統一デアアルガ故ニ、此ノ統一ヲ期スル意嚮ハナイカ、又或委員カラハ斯カル調停ノ事項ヲ取扱ヒマス前ニ豫メテ 明治天皇ノ仰セ出サレタ御製ノ精神ト云フモノヲ根本ニシテ、サウシテ醇風美俗ノ風ヲ能ク保ツテ行カナケレバナラスノデハナイカト云フ御質問モアリマシタ、之ニ對シマシテ政府ハ全ク其ノ方針ニ依ツテ、是等ノ法律ヲ活用シテ行クベキデアルト云フコトヲ説明セラレタ譯デアリマス、其ノ外種々ノ質疑ガゴザイマシタノデアリマスガ、其ノ詳細ニ付キマシテハドウゾ速記録ヲ御覽戴キタイト存ジマス、而シテ討論ニ入りマシテ、或委員カラ政府ハ速カニ諸種ノ調停制度ヲ整備シ、弊害ヲ生ズ

ル虞アルモノニ付テハ適當ナル改廢ヲ行フベシト云フ希望決議ノ動議ガゴザイマシテ、此ノ動議ハ一人ノ贊成者ニ依リマシテ成立ヲ致シマシタノデ、採決ノ結果全會一致ヲ以チマシテ、右ノ希望決議ヲ附シテ贊成可決ヲ致シタノデアリマス、尙當時司法大臣ハ委員會ノ希望ニ對シテ十分ノ尊重スルト云フ御挨拶ガアツタ次第デアリマス、以上御報告ヲ終リマス、次ニ非訟事件手續法中改正法律案ノ委員會ノ御報告ヲ申上ゲタイト存ジマス、本案ニ付キマシテハ先月二十三日、同ジク二十七日及本月ノ一日ノ三日間ニ互リマシテ、逐條ノニ政府委員ヨリ説明ヲ伺ツタノデアリマス、此ノ改正法律案ハ頗ル複雑ナ法律的ノ内容デゴザイマス爲ニ、今茲ニ細カク之ヲ申上ゲルコトハ其ノ煩ヲ避ケマシテ、是亦速記録ニ依ツテ御覽ヲ戴キタイト思フノデアリマス、デ要スルニ去ル第七十三回ノ帝國議會ニ於キマシテ成立致シマシタ商法中改正法律ハ、會社制度ノ健全ヲ發達ヲ圖ル爲ニ企テラレマシタ劃期的ノ立法デゴザイマシテ、幾多ノ新シイ制度ヲ含ンデ居ルノデアリマス、デソレニ付キマシテ其ノ手續法デアリマス非訟事件ニ關シマシテ、之ニ適當スル規定ヲ新設致シマシタ、又適當ナラザル舊規定ヲ改正スルト云フノガ本改正案ノ趣旨デゴザイマシタ、尙此ノ法律案ノ審議ニ付キマシテハ、委員中特ニ此ノ方面ニ練達ノ士ガ多クゴザイマシタノデ、種々質疑應答ヲ重ネラレマシテ、サウシテ其ノ法文中ニ稍、適當デナイ箇所ガ數箇所ゴザイマシタノデ、之ニ付キマシテ修正ヲ加ヘテ可決スルコトニ致シタノデアリマス、其ノ修正ヲ加ヘマシタ點ノ内容ニ付キマシテハ、之ヲ報告書ニ讓リタイ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

ト存ジマスノデアリマスガ、此ノ修正ニ付  
キマシテハ政府ハ進シテ賛意ヲ表サレマシ  
テ、サウシテ此ノ條文ノ修正ト云フモノヲ、  
能ク趣旨ノ徹底スルヤウニ訂正ヲ致シテ行  
クト云フ御答辯デアツクデアリマス、斯ク  
致シマシテ全會一致ヲ以テマシテ之ヲ可決  
致シタ次第デアリマス、尙専門的ノ御質疑  
等ニ付キマシテハ、御質問ニ應ジマシテ、  
當時ノ委員ノ擔任セラレマシタ方カラ又御  
返事ヲ煩ハスコトモ出來ルト存ジマスノ  
デ、之ヲ以テマシテ委員長ノ報告トシテハ  
終リト致ス次第デアリマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナ  
ケレバ兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第二  
讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセスカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第二讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ハゴザイマセスカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
メマス

會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ハアリマセスカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 兩案ノ第三讀會  
ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會ノ決議通  
リテ御異議ハゴザイマセスカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 兩案ノ第二讀會  
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題  
ニ供シマス、兩案全部、委員長ノ報告通り  
テ御異議ハゴザイマセスカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
メマス

昭和十四年 月 日  
貴族院議長 伯爵松平 賴壽  
内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿  
意見書案  
樺太敷香郡敷香町ニ區裁判所設置ニ關  
スル件  
樺太敷香郡敷香町大字敷香字千草通  
南一丁目公吏松尾鎮治外二千一名呈  
出

右ノ請願ハ樺太敷香郡敷香町ハ近時交通  
並各種産業ノ發達ニ伴ヒ司法事務増加セ  
ルニ拘ラス管轄知取區裁判所トノ距離遠  
ク住民ノ不利不便尠カラサルニ依リ同町  
ニ區裁判所ヲ設置シ樺太地方裁判所甲號  
支部ノ事務ヲ開始セラレタシトノ旨趣ニ  
シテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモ  
ノ決議致候因テ議院法第六十五條ニ依  
リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日  
貴族院議長 伯爵松平 賴壽  
内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿  
意見書案  
函館本線余市驛、積丹郡余別村間ニ鐵  
道敷設ノ件  
北海道積丹郡余別村大字余別村百十  
八番地回漕業飯田久治外百五十三名  
呈出

右ノ請願ハ函館本線余市驛ヨリ古平町、  
美國町及入舸村ヲ經テ余別村ニ至ル鐵道  
ヲ敷設スルハ之等町村等ニ於ケル船入濶  
ノ竣功ト相俟テ豐富ナル海陸資源ノ開發  
上貢獻スル所大ナルノミナラス運輸交通  
並軍事上利便少カラサルニ依リ速ニ之カ

實現ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院  
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致  
候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送  
付候也

昭和十四年 月 日  
貴族院議長 伯爵松平 賴壽  
内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿  
意見書案  
北海道旭川市ニ貯金支局設置ノ件  
北海道旭川市旭川商工會議所會頭鶴  
間禮藏呈出

右ノ請願ハ北海道旭川市ヲ中心トスル中  
部地方ノ郵便振替貯金口座加入數ハ同道

右ノ請願ハ函館本線神居古潭、伊納兩驛  
間ノ線路ハ灣曲著シキ箇所アルノミナラス  
殆ント石狩河岸ニ沿ヒ殊ニ神居古潭驛附近  
ニ於テハ奇巖兩側ニ迫リ且地盤定マラサ  
ル爲落警脫線等ノ事故頻出シ交通ノ安全  
感並速度化ヲ減殺シツアルハ甚遺憾ナル  
ニ依リ之カ對策トシテ地勢上有利ナル對  
岸ニ線路ノ一部ヲ移轉シ以テ交通、産業  
並軍事上ノ重要幹線タル同鐵道ノ機能達  
成ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院  
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致  
候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送  
付候也

昭和十四年 月 日  
貴族院議長 伯爵松平 賴壽  
内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿  
意見書案  
北海道旭川市旭川商工會議所會頭鶴  
間禮藏呈出

右ノ請願ハ北海道旭川市ヲ中心トスル中  
部地方ノ郵便振替貯金口座加入數ハ同道

右ノ請願ハ函館本線余市驛ヨリ古平町、  
美國町及入舸村ヲ經テ余別村ニ至ル鐵道  
ヲ敷設スルハ之等町村等ニ於ケル船入濶  
ノ竣功ト相俟テ豐富ナル海陸資源ノ開發  
上貢獻スル所大ナルノミナラス運輸交通  
並軍事上利便少カラサルニ依リ速ニ之カ

實現ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院  
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致  
候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送  
付候也

昭和十四年 月 日  
貴族院議長 伯爵松平 賴壽  
内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿  
意見書案  
北海道旭川市ニ貯金支局設置ノ件  
北海道旭川市旭川商工會議所會頭鶴  
間禮藏呈出

右ノ請願ハ北海道旭川市ヲ中心トスル中  
部地方ノ郵便振替貯金口座加入數ハ同道

全加入口座ノ三分ノ一ヲ占ムル多數ナルニ拘ラス振替貯金ニ依リ送金決済ハ遠隔ナル小樽貯金支局ヲ經由スル爲其ノ利用價值著シク減殺セラレ地方民ノ不利不便尠カラサルヲ以テ速ニ恰當地旭川市ニ振替貯金主管ノ貯金支局ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

豫定線三股、上川間鐵道速成ノ件

北海道旭川市旭川商工會議所會頭鶴間禮藏呈出

右ノ請願ハ豫定線三股、上川間鐵道ハ沿線地方ニ於ケル豐富ナル農、林、鑛產資源ノ開發並大雪山國立公園ノ觀光等ニ多大ノ利便アルノミナラス軍事上亦須要ノ線路ナルニ依リ速ニ同豫定線ヲ工事線ニ編入シ之カ完成ヲ期セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

大雪山國立公園層雲峽ヨリ常呂郡留邊

藥町ニ至ル自動車道路開鑿ノ件

北海道旭川市旭川商工會議所會頭鶴間禮藏呈出

右ノ請願ハ北海道大雪山國立公園層雲峽

ヨリ常呂郡留邊藥町ニ至ル自動車道路ハ沿線地方ニ於ケル農、林、鑛產資源ノ開發上貢獻スルノミナラス大雪山、阿寒ノ兩國立公園ヲ結フ捷徑トシテ觀光上利便ナルニ依リ速ニ該道路ノ未成區間ヲ開鑿セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

水産行政機構ノ擴充ニ關スル件

東京市赤坂區溜池町一番地帝國水産會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ漁村ノ更正振興ヲ圖リ水産資源ノ確保培養ト輸出増進ニ努ムルト共ニ海外漁業ノ發展特ニ權益ノ獲得確保ニ萬全ヲ期スルハ現下ノ要務ナルニ依リ水産行政機構ノ擴充ヲ斷行シ以テ緊迫セル國際情勢ニ對處スルト共ニ水産政務ノ圓滑ヲ期セラレタシトノ趣旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

水産教育ノ振興ニ關スル件

東京市赤坂區溜池町一番地帝國水産會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ我國ニ於ケル水産教育機關僅

少ニシテ内容亦整備セサルハ水産日本ノ施設トシテ未十分ナラサルニ依リ速ニ水産教育振興ニ關シ適當ノ方策ヲ講セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

漁業從業員共濟施設ニ關スル件

東京市赤坂區溜池町一番地帝國水産會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ漁船ニシテ厚生省立案ノ船員保險制度ノ適用ヲ受クルハ三十噸以上ノ少數ノモノニ限ラル爲ニ大部分ノ漁船ハ之カ均霑ニ浴セサルヲ以テ船員保險制度ト併行シテ小型漁船(二十噸未満)ノ乗組員ニ對シ適切ナル社會施設保險制度又ハ共濟制度ヲ實施セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

水産食糧ノ供給確保ニ關スル件

東京市赤坂區溜池町一番地帝國水産會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ現下ノ時局ニ鑑ミ水産食糧ノ生産ヲ確保シ價格及配給ノ統制等ニ遺憾ナカラシメ以テ食糧供給ノ萬全ヲ圖ルハ喫緊ノ要務ナルニ依リ速ニ之ニ必要ナル

施設ヲ整備セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

水産物ノ輸出振興ニ關スル件

東京市赤坂區溜池町一番地帝國水産會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ水産物ハ我國重要輸出品トシテ今後尙飛躍ヲ期待セシムルモノアルモ今次事變ニ關シ種種ノ難關ニ遭遇セムトス依テ速ニ之カ輸出振興ニ關シ諸般ノ施設ヲ講セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

漁村漁家及漁業ノ實態調査ニ關スル件

東京市赤坂區溜池町一番地帝國水産會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ我國ニ於ケル漁村、漁家及漁業ニ關スル綜合的調査極メテ少ナク斯クテハ漁村生活ノ安定ヲ招來スヘキ適切ナル對策ヲ樹立スル所以ナラサルヲ以テ速ニ之カ實態調査ヲ爲スト共ニ諸般ノ資料ヲ整備セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致

候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

博覽會統制法制定ニ關スル件

東京市麴町區丸ノ内三丁目十四番地

東京商工會議所内日本博覽會協會子

爵秋元春朝呈出

右ノ請願ハ博覽會ハ産業ノ發達、文化ノ進展ニ貢獻スル所大ナリト雖近時之ヲ濫設ノ弊漸ク著シク却テ博覽會本來ノ趣旨目的ニ悖ルモノ少カラサルハ甚遺憾ナルニ依リ速ニ博覽會統制法ヲ制定シ其ノ健全ナル發達ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

姫新線播磨新宮、若櫻線若櫻ノ兩驛間

鐵道敷設ノ件

兵庫縣宍粟郡山崎町長前野修二外四名呈出

右ノ請願ハ姫新線播磨新宮驛ヨリ若櫻線若櫻驛ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方ニ於ケル農、畜、林、鑛等各種産業ノ發展ニ貢獻スル所大ナルノミナラス運輸交通並軍事上亦須要ナルニ依リ速ニ之ヲ實現セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願

意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

東北廳設置ニ關スル件

宮城縣仙臺市長町字門前町九番地平民鳥海亥太郎外四十名呈出

右ノ請願ハ東北地方疲弊ノ原因ハ同地方ノ地理的關係上天惠薄ク加フルニ水災冷害凶作相踵キ未天與ノ資源開發ニ力及ハサル等多多アルヘシト雖畢竟同地方ノ特性ヲ没却セル畫一的行政ノ缺陷ニ存スルヲ以テ政府ハ速ニ東北廳ヲ設置シ地方ノ實情ニ即應セル特殊ノ行政ヲ實施シ以テ東北振興ノ根本的解決策ヲ實現セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

久留里線上總龜山、房總東線安房鴨川

ノ兩驛間鐵道敷設ノ件

千葉縣安房郡鴨川町長服部若吉外十名呈出

右ノ請願ハ久留里線上總龜山、房總東線安房鴨川ノ兩驛間ニ鐵道ヲ敷設スルハ千葉縣鴨川町ト京濱地方ノ捷路トシテ産業並運輸交通上裨益スル所大ナルノミナラ

ス遊覽觀光上ノ利便亦尠カラサルヲ以テ速ニ之ヲ實現ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

邊富内線鐵道速成ノ件

北海道勇拂郡苦小牧町長八卷耕三外千三百五十二名呈出

右ノ請願ハ未成線邊富内線鐵道ノ完通ハ番ニ沿線地方ノ豐富ナル林、鑛資源ノ開發ニ止マラス運輸交通並軍事上亦裨益スル所多ナルニ拘ラス今次事變ノ爲之カ工事一時中止セリ且其ノ完成年度ノ繰延ヲ見タルハ甚遺憾ナルニ依リ同鐵道ノ完成年度ヲ繰上ケ速ニ著工セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

北海道室蘭市ニ高等工業學校設置ノ件

北海道室蘭市長土屋通次外一名呈出

右ノ請願ハ政府ハ昭和十四年度ニ於テ時局對策トシテ北海道ニ高等工業學校ヲ一校新設セラレルヤニ仄聞スルモ室蘭市ハ近時工業ノ興隆發展著シク北海道ニ於ケル唯一最大ノ工業都市タルノミナラス氣

候風土良好ニシテ景勝ニ富ミ高等工業學校設立ノ最適地ナルニ依リ同市ニ之ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

○議長(伯爵松平頼壽君) 是等ノ請願ハ請願委員長ノ報告通り、採擇スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 次會ノ議事日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十時四十六分散會

